

留萌市船舶の建造等競争入札参加資格審査申請の手引き(定期・中間年申請用)

留萌市が発注する船舶の建造及び修理の入札参加を希望する方は、下記の要領に従い申請書を提出してください。

1 資格要件（令和7年12月1日現在）

次の各号のいずれかに該当する場合は、申請を行うことができません。

- (1) 地方自治法施行令（以下、「政令」という。）第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者。
- (3) 納付すべき税等（市税外使用料等を含む。）を滞納している者。
- (4) 申請者又はその代理人、役員、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにその利益となる活動を行う者、密接な関係を有する者。
- (5) 基準日において造船法第2条の許可又は小型船造船業法第4条の登録がない者。
- (6) (5)の許可又は登録を受けてから継続して2年以上その事業を営んでいない者。
- (7) 令和6年12月1日から令和7年11月30日までの間に申請を行う事業に係る売上高を有していない者。
- (8) 30トン以上の船舶の建造又は修理の能力がない者。

2 資格の有効期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間です。

3 提出方法及び提出期間

(1) 提出方法 郵送または提出場所へ持参

※ 提出場所の混雑防止のため、市外業者の方におかれましては郵送での提出にご協力ください。

(2) 提出期間 令和7年12月10日（水）～令和7年1月30日（金）（土・日・休日を除く。）

※ 持参による受付時間 9:00～11:30 13:00～16:00

※ 毎週火曜日は、入札のため、受付時間が午後1時から午後4時までとなる場合があります。

※ 郵送については、令和8年1月30日消印のものまで有効とします。

(3) 提出場所 〒077-8601 留萌市幸町1丁目11番地

留萌市総務部契約課契約係（留萌市役所2階）

(4) 郵送の場合の注意事項

- ・ 封筒に「令和8年度入札参加資格審査申請書類在中」と赤字で明記してください。
- ・ 受付票の返送に必要なため、返信用封筒（宛名、切手貼付）を同封してください。
- ・ 書留郵便、レターパックなど書類の送達の事実が確認できる方法としてください。
- ・ 郵便事故等につきましては、本市ではいつさい責任を負いかねます。

(5) 持参の場合の注意事項

提出場所では書類の受け取りのみとし、申請書類の確認及び受付票の送付は後日となります。受付票の返送を希望する場合は、返信用封筒（宛名、切手貼付）を持参してください。

4 提出書類

- (1) 申請書類一覧（定期申請用）を参照してください。
- (2) 書類は上から申請書・委任状・添付書類（申請書裏面の番号順）に並べて綴じ込みはしないで、クリップ止めで提出してください。
- (3) 添付書類は拡大、縮小して A4 サイズに統一して提出してください。

5 提出書類の注意事項

- (1) 船舶の建造等競争入札参加資格審査申請書（第3号様式）
 - ・ 使用印鑑（四角の中の押印）は、受任者がいる場合は受任者印を押印してください。その場合使用印鑑届の使用印鑑と委任状の受任者印は同一になります。
 - ・ 受任者欄には、本店が道外等にあって、最寄りにある支店、営業所等が当該権限を委任されている場合、その支店名等について記入してください。
 - ・ ホームページからダウンロードして作成する場合は、A4用紙を両面印刷してください。

ア 資本金から経歴の概要まで
　　資本金～経歴の概要については基準日時点での資本金等を記載してください。

イ 船舶の建造及び修理の最大能力
　　各区分における最大能力（t）を記入してください。

ウ 造船法に基づく許可等
　　造船法又は小型造船業法に基づく許可・登録の有無を記入し、その登録番号を記入してください。
　　また、同許可・登録の写しを添付してください。
- (2) 履歴事項全部証明、現在事項証明書及び営業証明書（コピー可）
※ 交付されてから3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。
- (3) 工事経歴書
　　直近1年分に係る工事（船舶の建造又は修理）経歴（様式は任意）を提出してください。
- (4) 技術者名簿
　　申請時点の技術者名簿（様式は任意）を提出してください。
- (5) 決算書等
　　直近1年分の決算書類等を提出してください。
- (6) 使用印鑑届（第8号様式）
　　個人・法人本店は実印、法人支店等は受任者印を鮮明に押印してください。
- (7) 委任状（参考様式）
 - ・ 入札及び契約等の権限を支店・営業所等が受任した場合、本店からの委任状を提出してください。
 - ・ 委任期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までです。
- (8) 納税証明書（コピー可）
 - ・ 留萌市税を課税されている法人又は個人事業主は、市税の納税証明（証明区分：滞納なし（営業用）、全課税税目）を提出してください。
 - ・ 本店所在地の市町村税（特別区にあっては都税）の納税証明（全課税税目）を提出してください。
 - ・ 消費税及び地方消費税を課税されている事業者は、税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明その3又は納税証明その3の3）を提出してください。
 - ・ いずれの証明も申請書提出時の3ヶ月以内に証明を受けたものを提出してください。
 - ・ 徴収猶予を受けている場合は、「徴収猶予許可通知（写）」等の猶予されていることが確認で

きる書類を提出してください。

(9) 同意書（第9号様式）

- ・ 留萌市に納入すべき納入金（市税外使用料等）の調査を認めるもの。

(10) 誓約書（参考様式）

- ・ 暴力団員または、暴力団関係事業者に該当しない旨の誓約と調査を認めるもの。

(11) その他必要と認める書類

6 審査

(1) 申請書類の審査は、提出後の事後審査とし、入札参加資格、申請書及び添付書類の記載内容等について審査します。

郵送、持参ともに書類をお預かり後に、不備のないことを確認いたします。受付票の返送に必要なため、返信用封筒（宛名、切手貼付）を合わせてご提出ください。

(2) 不備等があった場合

書類等に不備があった場合、FAX又は電話で申請書等の訂正又は再提出を指示することがあります。

(3) 申請書類等に不備があり申請書の訂正等の指示後、特別の事情がなく15日以内に書類等が届かない場合は、申請の意思がないものとみなし、「申請不受理」の取扱いとする場合があります。

(4) 審査結果については、次の方法により登録者名簿を公表しますので、ご確認ください。（結果通知は廃止しています。）

- ・ 留萌市役所都市環境部閲覧室にて令和8年3月下旬より公表予定。
- ・ 留萌市ホームページにて令和8年3月下旬より公表予定。

7 資格の消失

(1) 資格要件に定める要件を欠くこととなったとき。

(2) 資格申請を行っている業種に関し必要な許可、免許、登録等を有しないこととなったとき。

(3) 資格申請（変更に関する届出を含む。）において虚偽の記載をしたことが判明したとき。

8 変更届

(1) 申請内容（社名、代表者等）に変更、又は登録後、営業を相続、合併又は譲渡により変更が生じた場合は、競争入札参加資格（変更審査申請書・審査申請書変更届）（独自様式・留萌市ホームページに掲載）を提出してください。

(2) 添付書類は変更事項により異なりますので、契約課契約係までお問い合わせください。

※ 添付書類……登記簿謄本（コピー可）、委任状、使用印鑑届等

9 その他

令和7年度において競争入札参加資格者として登録された方であっても、留萌市内に事業所を有する方は、申請書類一覧（中間審査用）を参照して、該当する書類を提出して下さい。

期間内に書類の提出がないときは、入札参加資格の有効期限（令和8年3月31日）で資格が終了（失効）となりますので注意してください。

※ 不明な点は、契約課契約係（TEL0164-42-1803 内線285・286）までお問い合わせください。